

平成26年2月臨時議会付議案

議案第 1号 平成25年度鳥取県一般会計補正予算

国の経済対策に伴う事業等の追加及び経済対策を行うための補正予算である。

(概要)

歳入歳出予算の補正

【予算額】	補正前の額	352,949,716千円
	補正額	13,102,620千円
	補正後の額	366,052,336千円

【補正額の財源内訳】	分担金及び負担金	131,128千円
	国庫支出金	9,103,644千円
	繰入金	102,336千円
	繰越金	1,213,512千円
	県債	2,552,000千円

債務負担行為の補正

追加 10件 変更 3件

議案第 2号 鳥取県基金条例の一部改正について(財政課)

農用地の利用の効率化及び高度化を推進する農地中間管理事業が始まることに伴い、当該事業を円滑に実施し、農業の生産性の向上に資するため、鳥取県農業構造改革支援基金を設置する。

名称	設置目的
鳥取県農業構造改革支援基金	農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たな農業への参入者等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。

鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置目的に、失業者の能力開発の支援及び就業中の者の処遇の改善の支援を加える。

鳥取県自殺対策緊急強化基金の名称を鳥取県自死対策緊急強化基金に改める。

[公布施行]

議案第 3号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について(立地戦略課)

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充するものである。

(概要)

提供する製品・サービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業(要綱で定める県内企業が行うものに限る。)に対する企業立地事業補助金の額については、投下固定資産額に100分の10及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(限度額5億円)を加算する。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成25年12月25日専決) (人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年1月9日専決) (人権教育課)

和解の相手方：北栄町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 209,750 円について、平成26年1月から平成27年7月まで毎月7,000円ずつ(平成26年8月にあつては57,000円)、平成27年8月31日までに26,750円を県に支払うこと。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年1月21日専決)(交流推進課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金14,018円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成25年11月24日、文化観光局交流推進課の職員が、公務のため駐車場内に駐車中の小型乗用自動車の後部座席から降車しようとしてドアを開けたところ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年1月21日専決)(林政企画課)

和解の相手方：高知県高知市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金31,865円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成25年12月4日、東部農林事務所八頭事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車で林業用作業道を走行中、前方の安全確認が不十分であったため、路面から突き出た石に車体が接触し、同車両が破損したものである。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について(平成26年1月23日専決)(障がい福祉課)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成26年4月1日施行]

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年1月28日専決)(空港港湾課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県側の過失割合を5割とし、損害賠償金を41,000円とする。

損害賠償金41,000円について、和解の相手方は、県に対する28,290円の請求を放棄するものとし、県は12,710円を支払う。

事故の概要：平成25年6月17日、鳥取空港管理事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、左後方から後退してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 2 6 年 1 月 3 0 日専決)

(警察本部監察官室)

和解の相手方：岡山県美作市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 101,002 円 (県過失 9 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 10 月 6 日、警察本部警備部外事課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で走行していたところ、右方から直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 2 6 年 1 月 3 0 日専決)

(警察本部監察官室)

和解の相手方：岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 228,232 円 (県過失 7 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 10 月 8 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車 (パトカー) を運転中、一時停止をした後、交差点へ進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 2 6 年 1 月 3 0 日専決)

(警察本部監察官室)

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 175,219 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 10 月 24 日、境港警察署の職員が、公務のため普通特種自動車 (パトカー) を運転中、道路脇で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方に駐車中の和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(10) 鳥取県地球温暖化対策条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

(平成 2 6 年 1 月 3 1 日専決) (環境立県推進課、会計指導課)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の題名の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県地球温暖化対策条例
- ・鳥取県手数料徴収条例

[平成 26 年 4 月 1 日施行]

(11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成 2 6 年 1 月 3 1 日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：八頭町 個人 利害関係人 1 名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 394,872 円について、平成 26 年 2 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

報告第 2 号 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について (健康政策課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、現行の県行動計画を改正し、法に基づくものとして策定した鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画について、同法第 7 条第 6 項の規定に基づき報告するものである。

報告第3号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（経済産業総室）

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成26年1月1日現在 49人

報告第4号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 10件